

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## ジェンダー・性・セクシュアリティ

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2014-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10502/5170">http://hdl.handle.net/10502/5170</a>

## 第3章 ジェンダー・性・セクシュアリティ

### 1 性

食欲を満たすための食行動，性欲を満足させるための性行動はあらゆる人間社会にみられる。そのような行動は，人類の精神的素質のなかに刻みこまれ，遺伝的にひきつがれてきた摂食本能や性本能に基づくと，かつての心理学ではみなされてきた。また，男性が狩猟や戦争などの広域的な力仕事を，女性が家事・育児や採集などの家内的な仕事を行うといった分業も，多くの社会でみいだされる。その性による役割は，男性と女性という生物学的な性の違いによって決められるという見方もある。

社会人類学の調査・研究の積みかさねにより，性行動や性役割が社会ごとに多様性を示すことが明らかになってきた。たとえば，何を「性的」な行為とみなすかは，社会によってかなり異なる。われわれの社会では，兄と妹が一つのテーブルで食事をしたり，一つの部屋に同席することは，ごく自然の行為である。しかし，兄弟姉妹の結びつきが社会関係の要になっているオセアニア社会では，そのような行為は近親相姦の行為とみなされ，社会的制裁をうける。分業に関しても男性が農耕と料理づくり，女性が漁撈と交換品の製作に責任をもつ社会もある。また，夫婦のあいだでも性交渉を極端なほど抑制し，生殖目的以外の性を禁止する社会もある。

われわれは，男性と女性の性別が染色体の構造，生殖器官や身体

的形態など、生物学的に決定されると考える。しかし、異常な形態の性器をもつ人はどのように性別を判定されるのであろうか。アメリカの性科学者マネーの研究によると、生理学上は女性であるが、「奇形のペニス」をもって生まれたために「男性」として育てられた人は、思春期に女性であることを知ったとしても、例外なくそれまで自分が信じてきた性別のまま生き続けるという (MONEY, 1975)。これは半陰陽の例であるが、性別を決定するうえでも、染色体、ホルモン、性器自体が絶対の基準にならないことを示している。性別も母国語やその社会の「男らしさ」「女らしさ」を身につけると同様に、「育ちかた」に強く影響されるのである。したがって、人間の性行動や性役割は、生物学的条件で決定されるのではなく、人が育てられる社会的環境や文化的カテゴリーによって決められるのである。本章では、性に関するさまざまな事象について考えてみることにしよう。

日本語の「性」ということばには、生まれつきの性質から男性と女性の性別、性欲と性行動、さらには名詞や代名詞の形態分類など、多くの意味が付与されている。それに比べ、英語には、セックス (sex)、セクシュアリティ (sexuality)、ジェンダー (gender) という三語があり、日本語の性よりはかなり明確な意味区分をしている。セックスは、男性と女性という人間の生理的・肉体的な性別をさすことばである。しかし、セクシュアリティとジェンダーについては、それを使用する人や使われる文脈によって、かなり異なる。また、セクシュアリティやジェンダーといったことばが、学問上の用語として定着したのもそんなに古いことではない。そこで、本章でとりあげるそれらの用語について、社会人類学的視点から、一応の定義をしておこう。

セックスは、生物学的なカテゴリーで受精時に染色体の作用で決

定されるオスとメスという性のちがいをさす。それにたいし、ジェンダーは生物学的な性の差異に基づいて、社会集団や個々の文化が規定する地位と役割カテゴリーを意味する。いかなる社会においても、個人が性的アイデンティティ(自認)を確認するためのいろいろな基準をもうけている。日本では、ボクとワタシという言葉から、衣服、仕事、さらには男子は強く、女性は優しくといった「男らしさ」「女らしさ」についての価値観にいたるまで社会的規範がある。したがって、ジェンダーは、社会や文化によって決められる性質のものである。そして、セクシュアリティは、性器結合に関連する行動で、それを促進し、その代替となりあるいはそれから結果する対人行動を意味する(松園, 1987)。つまり、性欲の発現形態としてのセクシュアリティは、人間の言語表現、性的しぐさ、性交、自慰、同性愛など性的行動のあらゆるものをふくんでいる。セクシュアリティをここでは「性行動」のことばで表す。

## 2 セクシュアリティ (性行動)

1960年代から欧米社会においては「性の解放」が叫ばれるようになった。それは性を規制し規定する従来のあるゆる伝統的な観念と制度から、性を解き放つ思想と運動である(我妻, 1981)。1953年の『キンゼイ報告女性編』によると、アメリカで婚前交渉の経験をもつ女性は50%であったが、その動きに影響されてか、1980年の調査によると19歳の男女の3人に2人は性経験があると報告されている。ストックホルムでも同年代の男子は80%、女子は89%が婚前の性交渉を経験している(DIAMOND, 1984)。

性の解放が進められたキリスト教世界においては、ギリシャ、ローマ時代から性を抑圧してきた長い歴史がある。プラトニック・ラ

ブで有名な哲学者プラトンは、高度な精神的愛が自己統御を可能にし、性的欲望は最も低級なものと位置づけた。それ以後、子孫をつくる性行動だけを正当化し、生殖にいたらぬ性行動をことごとく罪とみなす考えがキリスト教の主流をなした。その代表的な思潮は、19世紀ヴィクトリア朝のイギリスにみることができる。とくに、「女性には性欲がない」とか「オーガズムを経験する女性は片輪」などという観念が広く信じられた。一方で、「生めよ、殖えよ、地に満てよ」という神の意にそうために、性交渉は夫婦が子どもを産むための行為として許された。ただし、夫婦が性行為を楽しむことは認められなかった。

この時代の婚前および婚外などの性的冒険には、男性には「甲斐性」、女性には「尻軽」という二重基準（ダブルスタンダード）が根底にあった。とくに、女性の婚外性交は、許されざる罪となり、妻は家庭から追放された。したがって、近年のウーマン・リヴやフェミニストによる性解放という標語は、男性社会に対する女性の性の自由を求めることにほかならない。キリスト教世界に限らず、イスラム、仏教、ヒンドゥー教などの社会においても、性はその二重基準のもとに規定される傾向が強い。

他方、民族誌に描かれる伝統社会の性行動は、性を肯定する社会から、それを否定する社会まで、実に多様である。ここでは、性的行動を奨励助長するような価値、規範、信念や態度を多くもつ社会を「性肯定社会」とし、その反対に性行動を阻止し縮小させるような価値、規範などを多くもつ社会を「性否定社会」と規定し（BECKER, 1984；松園, 1987）、民族社会の性行動をみることにしよう。

## 1) 性肯定社会

パプア・ニューギニアのトロブリアンド社会の性行動について、マリノフスキーは、つぎのように記述している。

「貞節とはこの原住民に知られざる徳である。信じがたいほど小さなうちに、彼らは性生活の手ほどきを受ける。無邪気にみえる子どもの遊戯もみかけほど無害なものではない。成長するにしたがって、乱婚的な自由恋愛の生活にはいり、それがしだいにかなり恒久的な愛情に発展し、その一つが結婚に終わるのである」(MALINOWSKI, 1922)。

トロブリアンドでは、少女は6～8歳から思春期まで性的遊びにふけり続ける。彼女たちの方から少年に性的攻撃をしかけたりもする。ほかのオセアニア社会でも若者の性行動の自由がひろく認められている。ミクロネシアのトラック社会では、少女が初潮を迎えるには性交の回数を重ねなければならないと考えられている。女性が配偶者を選ぶ条件は、男性の性的な強さによって左右される。そのため少年は、性器を立派にしたり、異性とのデートに夜這棒なるものを用いて工夫をこらした。彼らは思春期を過ぎても農耕での働き手として期待されず、性を中心とした生活に没頭できる(須藤, 1989)。ポリネシアのマンガイア社会も性におおらかな社会である。男性には性交によって繰り返し射精し、男らしさを誇示することが期待される。一回の性交で女性を何回オーガズムにいたらせるかが男性の評価になる。男女とも婚前性交が奨励され、相手の肉体的な魅力とエロティックな刺激により性欲がかきたてられると性交が行われ、性関係が満足なものであれば、相手への愛情が育つ。結婚後においても、性関係が印象的であった古い恋人に会うことも大目に見られている(MARSHALL, 1971)。

インドのムリア(非ヒンドゥー教徒)社会には、思春期の男女が自

由に交流する「寝宿」があった。ムリア社会では、淫乱という考え方がなく、子どもの性的経験を広げるために、年長者がパートナーを組み合わせた。北ローデシアのチュワ族の子供も村外に小屋を建て、「夫婦ごっこ」を行う。男女とも結婚するまで相手を変えて性関係をもつ。これは、子供が早期に性の訓練を始めないと子孫をもてないという観念に基づいている (DIAMOND, 1984; FORD & BEACH, 1951)。

オセアニアやインド、アフリカなどの社会で、思春期前後の男女の性行動が寛容なのは、子供の性的表現を自然なことと考え、子供が性的経験を積み、熟達することを望ましい成長過程とみなす文化の枠組みがあるからともいえよう。それらの社会では、実際に思春期前後の女性の妊娠は少ない(10%以下)と報告されているが、もし未婚の母や父親の定かでない子が生まれたとしても、社会的に差別や偏見をうけることなく、家族、親族集団の成員としてその社会で正当な権利を享受しうる価値観や制度がつくられている。

## 2) 性否定社会

アイルランドのアイニス・ビーグ村(仮名)では、現在でも性行動は極力避けるべきものであると考えられている。これはローマン・カソリック教会の禁令が強い影響をおよぼし、牧師がふしだらな者を呪いかけるといって教区民を脅し、密告を督促したからだという。そのため、公共の場で男女は別の席につき、両性が参加する社交の場はまったくない。男性は性交を身体を衰退させるものと考え、仕事をする前の夜は妻と性関係をもたないというし、女性もオーガズムがないのが普通である (MESSENGER, 1971)。

若者の性行動の逸脱を禁止する社会は、いわゆる未開社会でもかなり多い。少年が性器を指でさわったりマスターベーションをする

ことを禁ずる社会はニューギニアに多い。たとえばクォマ族の社会では、そのような行為をする少年は棒や鞭で打たれ、厳しく戒められる。これは、少年が成人に達するまで精液を身体に充満しておかなければならないという観念と結びついている。精液の消耗が男性らしさの喪失になるからである。ガーナのアシャンティ社会、ブラジルのアピナエ社会でも、少年少女の性的な遊びは忌避されている。とくに、思春期の男女の性的行動が規制される。アシャンティでは、当事者は死刑に値するといわれ、婚前性交渉は禁止されている(しかし、それほど守られていない)。思春期の男女の性関係を厳格に抑制する社会では、両性を隔離するとか娘を常時監視下におく手段がこうじられている。アフリカのワピシマナ社会では、性交渉を結婚とみなすため、付添人のいないときには若い男女をいっしょに遊ばせたり、交際させない。アメリカインディアンのホープ社会では、娘を家庭にとじこめ老女がつきっきりで監視する。ミクロネシアのギルバート社会でも、かつて未婚女性の貞操が重視され、もし女性が誘惑され、それが大っぴらになると、二人は殺されたという。また、スリランカのヴェッダ社会では未婚の娘の親族は彼女と話している少年を見つけると、彼を殺してもよいと報告されている(FORD & BEACH, 1951)。

思春期の男女の性だけでなく、夫婦間の性関係を否定する社会もある。ニューギニアのマヌス社会では、大戦前まで性行為は罪深い、下品で恥ずべき行為とみなしていた。すべての前戯は禁止され、夫は妻の胸にふれることもできないし、妻は性交を嫌悪し、子どもを産むための義務として行っていた。妻にとって子供を産むまでの性行動は苦痛以外のなにもものでもなく、ミードは「ヴィクトリア朝時代の清教徒の女たちがしたように、恥で惨めな経験」であると報告している(MEAD, 1930)。ニューギニアのマエ・エンガなど高地社会



では、男性が敵対関係にある集団（氏族）から妻を「盗み出す」。これは、男が「戦争する相手と結婚する」ために、結婚後も妻は夫に対して敵意や憎しみを抱き続けるという(MEGGIT, 1965)。したがって、マヌスと同様に夫婦間での性関係を避けるのは精神的つながりが欠如するからとも考えられる。他方、ニューギニアの多くの社会では、精液を無意味に放出したり、月経や産血に代表される穢れた存在である女性との性的交渉をもつことは、男性を衰弱させるという「性恐怖観念」があり、それが男女の性行動を抑制する規範になっている（杉島, 1981）。

### 3) 処女性

ニューギニア社会を別にすると、思春期前後の性行動を禁止する社会では、女性の処女性を重視する考えが強くみられる。今でも、ギリシャなど地中海諸国やイスラム教の世界では、結婚時の花嫁の処女性が大きな問題になる。トルコのクルド族では、花婿と花嫁が性交渉したとき、「結婚式の布」に血がついているか否かを調べる。処女であることがわかれば、その布を指にかけ村中をねり歩く。そのあとで、婿方から結納金が支払われる。タンザニアのイスラムの影響を受けたニャキュサ族でも、処女であることが婚資の多寡を決定するという。

性行動に対する伝統的な観念が変わってきた社会もある。ポリネシアのトンガでは、キリスト教の布教と受容によって、今世紀初頭から、少女の処女性が重要視されるようになってきた。伝統的には、トロブリアンドやマンガイアと同じように、婚前の性関係はおおらかであった。今では、結婚後に花嫁の処女性が問われ、彼女が初夜の性交で使う白いタパ(樹皮布)に血をつけることによって、そのあかしとする習慣が貴族や上流階層のあいだで一般化している。

### 3 インセスト・タブー

ほとんどの社会で、近親の親族関係者のあいだでの性関係は、けがらわしいとか罪深いとみられ、何らかの制裁の対象とされている。さらにその関係者が結婚することは、強いタブーとなっている。この近親者間での性関係を禁止する規則は、一般にインセスト・タブー（近親相姦の禁忌）とよばれる。この規則は、人間が他の動物と異なる重要な点であり、その規則を制度化したことによって、人間は家族や社会をつくりだしたとする見方がある。また、もし人類が進化のある時点で、家族内の性の禁止を制度化していなかったら、文化も社会も出現することなく、インセストをおかしている動物のような状態のまま、留まっていたであろうという説もある。それでは、人間は、いかなる理由でインセスト・タブーを社会関係の基本としてとりきめたのであろうか。これまでに提示されたいくつかの仮説を見ることにしよう (Fox, 1967)。

#### 1) インセスト・タブーの解釈

一つは、家族内でインセストを行うと親族関係の地位に混乱が生じるので忌避したという説である。たとえば、父親が自分の娘に男児を産ませると、その子は自分の母親と「兄弟」になるからである。しかし、彼女の子どもは彼女の子どもであることに変わりはなく、社会的に父—子の関係も混乱することはない。チベットでは、一人の男性が一人の母親とその娘と同時に結婚することがあるが、何も地位関係のうえで都合の悪いことは起きていない。

つぎは、近親者間でインブリーディング（同系交配）を行うと、遺伝的に悲惨な結果をもたらすであろうという考えである。たしかに、

その結果、ハンディキャップをもつ子孫が現れるという「民俗遺伝学」は多くの民族で信じられている。しかし、現代の畜産学の生殖研究分野で行われる競争馬の交配のように、同系交配は有害であるよりも有利な結果をもたらすことの方が大であるとみられている。

三つめは、親密さが悔いをかもし出すというウェスターマークの説である。子どものときから親しく育てられた関係者のあいだでは、相手に対する性的欲求が鈍化してしまうというものである。これに対しては、古くから、そのような「本能」的欲望があるのに、なぜタブーとされるかという反論がだされてきた。最近、この説を支持する研究がでてきている。一つは、イスラエルのキブツで同じ乳幼児室や幼稚園などで育った若者（非親族関係者）のあいだで、性関係をもったり、結婚するものは皆無であるという調査結果である（Fox, 1983）。もう一つは台湾の漢人社会（無産者層）で、幼児期にひきとられた養女とその義兄弟の結婚においては、離婚や姦通が多いという報告である。それは、夫婦間での性的関係を避ける傾向が強いからである（WOLF, 1970）。

四つめは、われわれはすべて近親者とインセストをおかしたいという欲望があり、それを抑制するために、タブーを課したという考えである。一般に「自然欲望説」とよばれ、心理学者のフロイトが提唱した説である。家族や親族集団内で、兄弟姉妹、親子間での性的交渉は、争いへと発展し、集団の崩壊につながるというのである。この考えは、マリノフスキーのインセスト・タブーについての機能論的説明にも採用されている。

以上で、インセスト・タブーの起源に関する、自然淘汰説、自然嫌悪説、そして自然欲望説について述べたが、最後に、近親相姦の禁止を族外婚や優先的な婚姻と結びつける構造論的解釈をとりあげることしよう。レヴィ=ストロースは、いかなる社会も単一の家族

ではなりたらず、複数の家族の相互依存関係のもとに成立するという。この家族間の連帯の基本は婚姻にある。そのために、家族成員同士の間近親相姦(婚)を禁止し、家族の存続、維持に最も価値のあるもの(女性)を相手集団に贈ることによって集団間の同盟(alliance)を強固にできるのである。つまり、集団内で「性を消費することの禁止」が、インセスト・タブーであるという(LEVI-STRAUSS, 1956)。この説は、近親者間の性の禁止と集団間の婚姻(族外婚)とを混同していると批判されるが、性の禁止をともしない族外婚はありえないと考えれば、蓋然性が高いものといえよう。

近親相姦の禁止という規範は、人間社会に普遍的にみられるが、「近親」という場合の概念やそれをおかしたことに対する制裁は社会ごとに異なる。日本や欧米社会においては、兄弟一姉妹、親一子といったごくせまい親族関係者のあいだでの性関係が禁止され、イトコとのあいだではそれほど厳しい禁忌がともしない。しかし、中国や韓国は、「同姓不婚」という言葉があるように、父系の親族集団(宗族や門中)の成員間では、かなりの系譜深度があっても結婚はもちろん性関係をもつことも忌避されている。逆に、ミクロネシアの母系社会では、母系氏族の成員同士は系譜関係がたどれるかぎり、性関係が禁止されるが、父方の第一イトコとの性関係は許容され、ときには結婚が奨励される。また、ビルマのラケール社会のように、同母異父の子どもたちは他人同士で性関係をもてるが、異母同父の子どもたちの性関係は近親相姦とみなす社会もある(後述)。

インセスト・タブーを守らない当事者にたいする制裁についても、ゆるやかな社会もあれば、追放や死罪を命ずる社会もある。ポリネシアの多くの社会では、そのタブーをおかしたものを島から即時追放する。オーストラリア・アボリジニ社会は死罪を規定している。ガーナのアシャンティ社会では、インセストを行うと、獲物が射と

められず、作物も実をつけず、当事者の集団は絶滅すると恐れられている。また、古代バリ社会では、そのタブーをおかした二人は、豚がつける首かせをつけられ、かいばおけの水を飲むように四つん這いにさせられる。このはずかしめのあと村から追い出され、彼らの土地も没収されたという。他の村人も不運や危害をもたらすと恐れ、二人をひきとらず、二人は森の中で暮らすことが運命づけられる(BELO, 1936)。このように、インセストを動物的行為とみなす社会は多い。

## 2) 近親婚

インセスト・タブーはほとんどの人間社会にみられるが、古代エジプト、18世紀末までのハワイ、スペイン征服前のインカの各王朝や植民地前のアフリカの王国では、ある種の近親婚が容認されていた。エジプトの王家では王の尊厳が神聖であり、王族外との結婚はその神聖性を喪失するという観念のもとに、兄と妹の結婚が奨励された。クレオパトラが12歳年上の兄と結婚したのも王家の神聖を保つための方法であった。ハワイ王朝でも王のタイトルが高位の出自(血)にうめこまれており、マナという超自然的力がその系統にそって継承されると考えられていた。つまり、王族内での近親婚は、マナの力と王の後継者の神聖性を強固にすることにあつたのである。そのために、兄弟と姉妹、オジとメイの結婚が行われた。それらの例は、王朝という特定の階層で、王位の神聖性と正統性を保持するという宗教的・神話的背景のもとでの近親婚であり、すべての人びとが近親者を配偶者にすることを認められていたわけではない。また、兄弟・姉妹婚といっても、同母の兄弟姉妹でなく異母のそれらが結婚の対象者であったり、姉は良いが妹は許されないとか、近親相姦のカテゴリーについては個々の社会で特定の規則をもうけてい

るのである。

ラケール社会では、ある状況のもとでは兄弟と姉妹の結婚を認めている。ラケール人は、正当な結婚をした男性のもった子どもは彼だけのもので、離婚した女性(母親)は子どもにたいし何の権利ももっていないとみなしている。したがって、同母異父の子どもたちは互いに関係のないものと考えられ、自由に性関係をもち結婚できる。その逆、つまり異母同父の子どもたちは近親相姦的な関係におかれる(LEACH, 1961)。

歴史上の近親婚の例やラケール社会の同母異父・兄弟姉妹婚を、インセスト・タブーの例外とみなせば、インセスト・タブーは普遍的性格をもたなくなってしまうが、社会的規範としてインセスト・タブーを制度化していない社会はない。けれども、その対象とされるカテゴリーや性質は、個々の社会・文化的枠組みによって、多様な形態をとりうるともいえよう。

#### 4 生殖の民俗理論とサブスタンス

妊娠から出産にいたる人間の生殖過程についての民俗知識は、個別の社会・文化によって変異がある。たとえば、妊娠は男女の性交と関係しないとみなす社会、妊娠と出産は超自然的存在(神)や祖先の霊が介在すると想定する社会、また胎児は男性の精液のみでつくられ、それを養分にして成長すると考える社会などがある。

欧米においてさえ、受精の過程が科学的に解明されたのは、19世紀後半のことである。近代の医学や生理学の発達によって、われわれが生殖についての知識をえたのは近年のことであるから、多くの「未開」な社会で独自の生殖理論が構築されたとしても、不思議なことではない。また、親子のつながりを象徴するのに、何らかのサ

ブスタンス(身体的実質)を共有するという認識も、個々の社会でさまざまな表現をとる。われわれの社会でも「骨肉の争い」とか「血は水よりも濃い」というように、親子や近親者はサブスタンスを分かちもっているとみなしている。多くの社会で表現されるサブスタンスは、「血」、「肉」、「骨」、「毛髪」、「へそ」など多彩である。

古代ギリシャ、ローマやインドなど高文化のもとでは、生殖過程は植物の生長にたとえられ、「種」と「畑」の関係で説明されてきた。男性の種(精液)が女性の畑(子宮)で養分をえて、胎児に成長するという考えかたである。生殖に男女双方が関わるというこの見方は、中国、日本だけでなくインドネシア、アフリカ社会にもひろくみられる。ここで、生殖についての民俗理論とサブスタンスの性質について考えてみよう。

中国では、「男骨女血」、「男精女血」という慣用句があり、男側から骨、女側から血をうけつぐという観念が強い。また、チベットやインドのアッサムでは、骨で父方、肉で母方の親族を表している。

生殖には男性(父)はいっさい関与しないという社会がある。トロブリアンドの人びとは、70年ほど前までは、祖霊(バロマ)が精霊児(ワイワイア)に生まれ変わって、女性の体内に入り子どもに変身すると信じていた。胎児は母胎で月経によって肥育し、出産をむかえるのである。男性の役割は性交によって精霊児が降臨する通路を整えることで、精液は妊娠させるうえで何も関係しないという(MALINOWSKI, 1929)。このような認識は、ヤップ社会にもみられ、子どもは祖霊の力によって母胎で形づくられるという(牛島, 1987)。これらは、父親と子どもの間に、身体的連続を認めない社会といえよう。ガーナのアシャンティやスーダンのウドゥック社会でも、子どもは、母親の血によって形成されると認識されている。ヤップをのぞけば、あとの社会は母系社会であり、母—子のつながりを、血というサブ

スタンスを共有することで表現している。

ニューギニアのルシ族の人びとは、胎児は精液から形成され、精液を吸収して成長すると考えている。母胎は胎児にただ場を提供するにすぎないのである (COUNTS & COUNTS, 1983)。このような精液の作用を重視する見方は、父系的出自を強調する社会に顕著で、アフガニスタンのパシュトゥンやバルーチ、そして沖縄社会にもみられる。男性の精液、つまり「種」が子供の資質を形成するうえで重要なはたらきをするのである。

他方で、妊娠には男女の性交が不可欠であり、妊娠は精液と血が混交した結果であるとみなす社会もかなりある。ニューギニアのアラペッシュの人びとは、そうして妊娠したあと母から肉を父から祖先の霊質をふくむ骨をえることで子どもに成長すると認識している。アフリカのアザンデの人びとは、妊娠は男性精液と女性の「粘液」の結合によっておこり、男性と女性の魂が子どもの誕生には必要だという。そして、男の魂が強いと男児が生まれる。ウガンダのテソ社会でも、男の精液が胎児の骨格部分を形づくり、母親の「血」がその胎児を肥育すると考えられている。タンザニアのカグル社会でも男性が精液により骨を形成し、女性が妊娠中に「血」を提供して胎児をつくりあげるといった観念がある。ここでは、男性：精液・骨・白・固体と女性：血・赤・液体という対立によって生殖理論が説明されている。

子どもは、父母双方から異なる身体的実質をうけついで生まれるが、その成長過程でどちらかの身体的要素を除去することによって、社会集団の成員権を獲得するという認識をもつ社会がある。ニューギニアの高地社会でとくに顕著にみられる。シアネ社会の人びとは、男性の精液と女性の血の双方に祖霊の集合体(コロヴァ)が宿っており、性交を介して両者が混合することで子どもが形成されるとみな



している。つまり、子どもの体内には父方、母方のコロヴァが存在するのである。しかし、子どもが成人して、父の父系的集団に加入するには、母方のコロヴァを体内から放出しなければならない。成人儀礼において、母方のコロヴァとみなされる血を除去するために、子どもは鼻から血を出すという手荒い処置をうけ、はじめて父の集団成員としての権利を獲得できるのである (SALISBURY, 1964)。父の集団に子どもを帰属させる方法として、妻の集団に支払いをするとか、妻の集団の属性を消滅させるために母からのサブスタンスを儀礼的に処置する社会もある (杉島, 1981)。

## 5 ジェンダー

ジェンダーの研究に先鞭をつけたのは、アメリカの女性人類学者ミードである。彼女は、1920年代の欧米社会で常識とされていた、思春期の女性がストレスや反抗といった危機的様相を示すという特徴が、ポリネシアのサモア社会の少女には見いだせないことを明らかにした。これは、思春期の女性に期待される性役割が欧米とサモアでは異なることの証明である (MEAD, 1928)。その後のニューギニアの調査でも、彼女は「男らしさ」「女らしさ」の基準、パーソナリティ、性役割が社会ごとに大きく異なることを指摘した (MEAD, 1935)。つまり、ミードはジェンダーの内容や性役割が生物学的条件によってではなく、文化的に決定されることを主張したのである。この指摘は、人間の成長過程や性のちがいが生物学的に決まっており、人間社会に普遍的現象であるという当時の心理学の見解をくつがえしたことで、脚光をあびることになった (MEAD, 1949)。

ミードはジェンダーの多様性を認め、その文化的決定論を主張したが、男女間の分業という性役割の分化を、生物学的性差、つまり

セックスのちがいと関連づける人類学者もいる。マードックは、男性は狩猟・放牧・交易などの広域にわたる活動に、女性は家庭やその周辺での食料獲得の仕事に従事し、これがジェンダーの専門化と協働に発展したとみる。つまり、生業活動におけるジェンダーは身体的強靱性や生殖機能のちがいによって決まるという見方である (MURDOCK, 1949)。しかし、マードックの説には、民族誌のデータからいくつもの反証を提示することができる。ミクロネシアのサタワル社会では、男性—漁撈、女性—農耕、トラック社会では、男性—農耕、女性—漁撈という分業がある。サタワルでは、男性がタロイモ栽培をするとイモが神によって枯渇されると信じられ、タブーになっている。トラックでは、男性は料理づくりの責任を負っている。この例からも、分業の役割は、男女間の身体的な強弱という条件ではなく、宗教的、社会的要因、つまり文化的カテゴリーによって規定されることが明らかである。

レヴィ=ストロースは、出産という女性の生物学的な特徴を除けば、男女の分業を規定する規則は存在しないと述べ、「ほとんど普遍的といえる男女の分業という現象と、さまざまな仕事が男女いずれかに割りあてられる方法」とを区別している。そのうえで、男女の分業を「男女間の相互依存関係を制度化する一手段にすぎない」と結論づける (LÉVI-STRAUSS, 1956)。この視点は、ジェンダーを自然的条件でなく社会的・文化的次元の問題であることを示すものである。

レヴィ=ストロースが、唯一生物学的要因で決定されるとした、女性の出産に関してもクーパード(擬娩)の慣行を考えると、男性と女性のジェンダーの境界が曖昧になってくる。ニューギニアのファ社会では、男性は女性の月経に模して血を出すし、妻が妊娠するとつわりをまねる。そのうえ、男性は「妊娠できる」と信じているとい

う(MEIGS, 1976)。また、メラネシアのクルタチ社会では、妻の分娩とその後の6日間、夫は妻と同様隔離され食物禁忌を守り、生業活動にも従事しない(BLACKWOOD, 1934)。擬娩の慣行は、南米、北米、インドなどでも行われている。その人類学的解釈は、男性(夫)の「社会的父性の確認」にある。しかし、さきにみた例では、男性が女性の生殖の特徴を模倣し、出産そのものに関与することをものがたっている。したがって、ジェンダーは、生物学的なセックスの違いとは別の文化的な制度的産物であることが明らかになってくる。

つぎに、男性と女性の社会的地位に関するジェンダーについての議論をとりあげてみよう。

レヴィ=ストロースは、婚姻が男性の手による女性の交換であると述べ、女性をモノあるいは記号として位置づけた。そして、「政治的な、あるいは単に社会的な権威というものが常に男に属して」おり、この「男性優位」は恒常的なものであると結論づけている(LEVI-STRAUSS, 1949)。さらに、普遍的現象は自然に根ざしているとの視点から、普遍と特殊(規則)の関係を自然と文化の関わりに等置し、男性と女性の構造的地位関係を自然/文化、女性/男性という二項対立の図式に位置づけた。

この構造主義の構図は、1970年代にさかんになった女性人類学者のジェンダー、とりわけ女性研究に理論的枠組をあたえることになる。その成果は、1974年の『女性・文化・社会』(ROSALED & LOUISE, *Woman, Culture and Society*)の論集のなかで展開された。フェミニスト人類学の旗手オートナーは、「社会的経済的にいかなる形態をとろうとも、社会が複雑であろうと単純であろうとも、女性が従属的な地位に甘んじている」という問題意識から、男性：文化、女性：自然という対立を、優位と劣位の価値序列に還元した(ORTNER, 1974)。この女性の社会的劣位の普遍性をもたらしした状況と要因につ

いて、彼女はつぎの三点を指摘する。

一つは、女性はその生理構造ゆえに生命の再生産に関わらざるをえないのに対し、男性はそれから自由で文化の創造に関わる。二つめは女性がすべての哺乳動物のメスと同様、生殖や育児に関わる役割をおっているゆえに、自然により近い存在である。そして、三つめとして、女性の精神構造が、主観的、個人主義的性向をもつゆえに、男性のそれより自然に近く、低次元である点をあげる。彼女は、「男性」が「文化」を象徴するのにたいし、「女性」は月経、出産、授乳という生理的機能をそなえた存在であるゆえに、普遍的に「自然」そのものでないにしても、「自然」により近いものと認識されていると主張する。

チョドロウは、女性劣位の原因を心理的要因と関連づけて説明する。子どもの社会化の過程で、母一息子、母一娘の関係の構造的差異が、「男らしさ」「女らしさ」のパーソナリティを形成するとともに、女性の劣位性を再生産するという指摘である。具体的には、母親は娘と自分を同一視し、娘は母親のまねをすることで「女らしさ」を身につけ、娘は自己を確立し、自立することよりも、母親と心理的依存関係のもとに成長し、それを次世代へとうけついでゆくのである (CHODOROW, 1974)。

新しい女性研究のもう一人の理論構成者ロサルドは、男性と女性の文化的評価における非対象性を社会構造との関連で位置づける。彼女は、男性と女性の社会的活動が家庭的と公的とに分化する傾向から、「家庭内志向」と「公的志向」の二つの概念によって、それらの役割や関心領域を類別する。そして、女性は出産とりわけ育児に束縛されるので家庭内志向の性質をおび、家庭外における政治的・軍事的な活動といった公的領域を男性に委ねることになる。したがって、公的志向をする男性の方が社会的に高い地位を築き、女性は

社会的・文化的レベルでは排除され、劣位化・低評価されざるをえないのである (ROSALD, M. 1974)。

新しい女性研究の理論を築いた三人の人類学者は、観念・価値体系、社会化、社会構造と異なる領域で女性が社会的に劣位におかれている状況とその原因を追究した。そして、女性劣位の普遍性を、社会的文化的な構築物であると主張し、その根拠を女性の生理的・心理的機能とそれにもとづく母親の役割に結びつけている。

1970年の後半からは、その理論的枠組が個別社会における女性のありかたの研究に適用され、検討されるなかで、多くの議論が展開されてきた。たとえば、「女性の地位」とか「女性の劣位性」の概念の曖昧さ、男性と女性の活動領域における相互補完的性質の見落とし、男性優位と女性劣位の決定要因を生物学的決定主義に依拠することの矛盾、そして西欧思想中心主義的な二項対立の図式の適用など、その理論的枠組の有効性をめぐる疑問が提示されている。

ストラザーンは、自然／文化の概念をニューギニア高地のハーゲン社会には適用できないことを指摘する。「飼育されたもの」と「野生のもの」というハーゲンの概念は、西洋の「文化」と「自然」には対応せず、また男性と女性の区分にあたるのは「威信」と「くだらない」というカテゴリーである。そして、「飼育されたもの」の概念は、文脈によって、男性も女性も指示することがある (STRATHERN, 1981)。これは、西洋思想の産物である二項対立の図式で、個別社会の事象を類別し、意味づけることに対する批判である。

男性と女性の優劣を評定する場合、二者関係のどの局面をとらえるかも問題である。ミクロネシアのサタワル社会では、女性は一族の財産を管理し処分する権利や、夫婦間では妻が夫を離婚させる権利をもつ。女性は兄弟に対し表敬行動を義務づけられるが、母方オ

ジからは敬語で話しかけられる。しかし、女性は集会に出席して発言する権利はない。このことから、男女の優劣を政治的、社会的レベルのみで評価することは、男女間の社会的地位の一面を捉えたにすぎないといえよう。ジェンダー研究においては男性と女性とを集会的に捉えるのではなく、母一息子、父一娘、夫一妻、兄弟一姉妹など、男性と女性の社会的諸関係を明らかにし、それぞれの行動の文脈において「優劣」を位置づける必要がある。

つまり、個別社会における女性を社会的役割を負った存在としての女性としてステレオタイプに把握するだけではなく、女性が諸活動において発揮する「力」をも視野にいれて、ジェンダーの問題を考えることが重要である。ステレオタイプ化された性役割だけを取りあげるなら、ジェンダー研究は、生物学的決定主義に回帰してしまうことになるからである。

### 参考文献

- アードナー・エドウィン, シェリ・B・オートナー他, 1987, 山崎カヲル監訳『男が文化で女は自然か?——性差の文化人類学』東京, 昌文社.
- BECKER, George, 1984, "The Social Regulation of Sexuality: A Cross-Cultural Perspective", in Scott G. MCNALL (ed), *Current Perspectives in Social Theory*, Greenwich, JAI Press, 35-69.
- BELO, J., 1936, "A Study of Balinese Family", *American Anthropologist*, 38, 12-31.
- BLACKWOOD, B., 1934, *Both Sides of Baka Passage*, Oxford, Clarendon Press.
- CHODOROW, Nancy, 1974, "Family Structure and Feminine Personality", Michelle Z. ROSALD and Lamphere LOUISE (eds.), *Woman, Culture and Society*, Stanford, Stanford University Press, 43-66.
- COUNTS, D. A., and D. R. COUNTS, 1983, "Father's Water Equals Mother's Milk: The Conception of Parentage in Kaliai, West New Guinea", *Mankind*, 14, 46-56.

- DIAMOND, Milton, 1984, *Sexual Watching*. London, Macdonald & Co. Ltd.  
〔池上千寿訳『セックスウォッチング——人間の性行動学』, 東京, 小学館, 1986〕
- FORD, Clellan, S. & Frank A. BEACH (eds.), 1951, *Patterns of Sexual Behavior*, New York, Harper & Row, Publishers. 〔安田一郎訳『性行動の世界』(上・下) 東京, 至誠堂, 1968〕
- FOX, Robin, *Kinship and Marriage: An Anthropological Perspective*, Penguin Books Ltd., 1967. 〔川中健二訳『親族と婚姻』東京, 思索社, 1977〕
- , 1983, *Red Lump of Incest*, University of North Notredame.
- LEACH, E. R., 1961, *Rethinking Anthropology*, London, The Athlone Press.  
〔青木保他訳『人類学再考』東京, 思索社, 1974〕
- LÉVI-STRAUSS, Claude, 1949, *Les Structures elementaires de la parente*, Paris, Mouton. 〔馬淵東一他監訳『親族の基本構造』(上・下) 東京, 番町書房, 1977, 1978〕
- , 1956, "The Family", in H.L. SHAPIRO (ed.), *Man, Culture and Society*, New York, Oxford University Press. 〔原ひろ子訳, 「家族」, 祖父江孝男訳編『文化人類学リーディングス』東京, 誠信書房, 1-28, 1968〕
- MALINOWSKI, B., 1922, *Argonauts of the Western Pacific*, London, Routledge and Kegan Paul. 〔寺田和夫他訳「西太平洋の遠洋航海者」泉靖一編『マリノフスキー・レヴィ=ストロース』世界の名著, 59巻, 東京, 中央公論社, 56-342, 1967〕
- , 1929, *The Sexual Life of Savages in North-Western Melanesia*, London, Geo, Routledge and Sons. 〔泉靖一他訳『未開人の性生活』東京, 新泉社, 1978〕
- MARSHALL, Donald S., 1971, "Sexual Behavior on Manguaia", in MARSHALL, Donald S. & Robert C. SUGGS (eds.), *Human Sexual Behavior: Variations in the Ethnographic Spectrum*, New York, Basic Books, 103-162.
- 松園万亀雄, 1987, 「社会人類学における性研究」宮田登・松園万亀雄(編)『特集=性と文化表象』『文化人類学』4号, 京都, アカデミア出版会, 6-20.
- MEAD, Margaret, 1928 *Coming of Age in Samoa*, Morrow. 〔畑中幸子他訳

- 『サモアの思春期』東京、蒼樹書房、1976)
- , 1930, *Growing in New Guinea*, New York, Dell. [金子重隆訳  
『マヌス族の生態研究』東京、岡倉書房、1943]
- , 1935, *Sex and Temperature in Three Primitive Society*, Morrow.
- , 1949, *Male and Female: A Study of the Sexes in a Changing World*, Morrow. [田中寿美子他訳『男性と女性』(上・下)東京、創元社、1961]
- MEGGIT, M. J., 1965, "The Mae Enga of the Western Highlands", in LAWRENCE, P. & M.J. MEGGITT (eds.), *Gods, Ghosts and Men in Melanesia*. Melbourne, Oxford University Press, 105-131.
- MEIGS, Anna, 1976, "Male Pregnancy and the Reduction of Sexual Opposition in a New Guinea Highlands Society". *Ethnology*, 15, 393-407.
- MESSENGER, Joh C., 1971, "Sex and Repression in an Irish Folk Community", in Donalds MARSHALL & Robert C. SUGGS (eds.), *Human Sexual Behavior: Variations in the Ethnographic Spectrum*, New York, Basic Books, 3-37.
- MONEY, John and Patricia TUCKER (eds.), 1975, *Sexual Signatures: On Being a Man or a Woman*, Boston, Little Brown and Company.  
〔朝山新一訳『性の署名——問い直される男と女の意味』京都、人文書院、1979〕
- MURDOCK, George, P., 1949, *Social Structure*, New York, The Macmillan Company.
- ORTNER, Sherry B., 1974, "Is Female to Male as Nature is to Culture?" in Michelle Z. ROSALD and Louise LAMPHERE (eds.), *Woman, Culture, and Society*, Stanford, Stanford University Press, 67-88.  
〔三神弘子訳「女性と男性の関係は、自然と文化の関係か?」山崎カヲル監訳『男が文化で女は自然か?——性差の文化人類学』東京、晶文社、83-117, 1987〕
- ROSALD, Michelle, Z., 1974, "Woman, Culture, and Society: Anthropological Overview", in Michelle Z. ROSALD and Louise LAWPHERE (eds.), *Woman, Culture, and Society*, Stanford, Stanford University Press, 17-42. [時任生子訳「女性・文化・社会——理論的概観」山崎カヲル監訳『男が文化で女は自然か?——性差の



文化人類学』東京、晶文社、135-174、1987]

SALISBURY, R. F., 1964, "New Guinea Highlands Models and Descent Theory", *Man*, 64, 168-171.

STRATHERN, Marilyn, 1981, "No Nature, No Culture: the Hagen Case", in Carol P. MACCORMACK and Marilyn STRATHERN (eds.), *Nature, Culture and Gender*, Cambridge, Cambridge University Press, 1-24. [木内裕子訳「自然でも文化でもなく—ハーゲンの場合」山崎カヲル監訳『男が文化で、女は自然か?—性差の文化人類学』東京、晶文社、209-281、1987]

須藤健一、1989、『母系社会の構造——サンゴ礁の島々の民族誌』東京、紀伊國屋書店。

杉島敬志、1981、「親族の個別性と普遍性」渡辺欣雄（編）『親族の社会人類学』『現代の文化人類学』第3号、『現代のエスプリ別冊』東京、至文堂：35-82。

牛島巖、1987、『ヤップ島の社会と交換』東京、弘文堂。

我妻 洋、1981、「性の解放」熊本悦明（編）『現代の性』「からだの科学臨時増刊」東京、日本評論社、153-158。

WOLF, Alfred P., 1970, "Adopt a Daughter-in-Law, Marry a Sister: A Chinese Solution to the Problem of the Incest Taboo", *American Anthropologist*, 72, 864-874.

(須藤健一)